

田舎館村農業集落排水事業経営戦略

青森県田舎館村
農業集落排水事業会計

第1 農業集落排水事業の現状と課題

(1) 行政人口と需要

当村の人口は、国立社会保障人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末8,065人から平成38年度末には6,924人となる見込みです。

平成27年度末における農業集落排水事業の処理人口は788人で整備率は99.4%、また水洗化人口は709人で水洗化率は90.0%となっております。

有収水量については、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、村民の節水意識の高まりや節水器具の普及等で減少傾向にあると見込んでいます。

現在、水洗化率の低い地区もあることから、水洗化促進への取り組みにより有収水量を確保していく必要があります。

(2) 集落排水施設

農業集落排水事業は、平成7年度に豊蒔地区農業集落排水施設1地区で供用を開始し、運営を行っております。

施設整備は1地区で終了しており、今後、老朽化への対策を講じていかなければならない時期を迎えています。

この施設は、汚水処理施設として「周辺環境の改善」、「トイレの水洗化」、「川・湖沼の水質保全」を図る役割がありますので、今後も適正に維持管理していく必要があります。

(3) 災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し村民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、当村では災害に対する予防及び復旧も含めた事業継続計画（BCP）を策定し、又、その体制を確立する必要があります。

※事業継続計画（BCP）

災害等の影響によって施設機能が低下した場合であっても、業務を実施・継続するとともに、早期に復旧させることを目的とした計画。

(4) 農業集落排水事業の経営

今後は、耐用年数を超えた施設の更新費用が順次発生し、維持管理を適正に行ったとしても、修繕費の増加は避けられないと見えています。

平成 32 年度までに最適整備構想並びに機能診断調査を実施し、計画的に施設の機能強化や統廃合を進めていく必要があります、このため財政的に多額の支出が必要となることを見込まれます。

それに対し、収入面においては、人口減少が進む中、水洗化人口の減少や節水意識の向上及び節水機器の普及により有収水量の将来的な増加は見込めず、そのことは使用料の増収が見込めないことにつながるため、今後、事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(5) 不明水の実態把握

今後は、老朽化により管路の破損等で地下水などの侵入による不明水の増加が考えられます。早期に管路の破損等を発見するために、日頃から点検・調査を実施し、流入データと降雨データを比較検討しておくことで、雨水の影響によるものなのか、管路の破損等によるものなのかを判断できるよう実態を把握しておく必要があります。

(6) サービス

使用料に係る窓口対応、検針、徴収などの業務は水道事業に委託しております。

今後は、コンビニエンスストアでの納付や使用開始・中止のインターネット受付ができる環境の整備を検討します。また、情報公開については、広報誌やホームページなどを通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めていきます。

今後もお客様のニーズを的確に捉え、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

第 2 経営の基本方針

(1) 快適な暮らしの実現

○水環境の保全に向け、下水道への接続を促進するため戸別訪問活動を強化していきます。

(2) 安全で安心な暮らしの実現

○ストックマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し適正な維持・更新をしていきます。

※ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

○農業集落排水事業区域内の浸水する地域を把握し、どのように改善すればよいか検討し、浸水対策を進めます。

災害が起きた時に早期に対処できる管理体制を確立するため、事業継続計画（BCP）を策定し危機管理体制を確立します。

(3) 安定した基盤の確立

○事業管理計画を策定し、PDCA サイクルによる持続的なスパイラルアップを実践していきます。

※事業管理計画

事業の 10 年程度の実施計画とそのための財源、収支計画をまとめた持続的な事業管理の実現を目指す計画。

※PDCA サイクル

事業における管理業務を Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(点検・評価)→Act(処置・改善)の 4 段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。

※スパイラルアップ

PDCA サイクルを重ねることで、継続的な改良・向上を図ること。

○職員の資質向上を図るため、講習会、研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加します。

また、それから得た技術、知識を組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。

(4) 村民参画の推進

イベント企画の案内等、積極的に PR 活動を実施し、ホームページ等による広報活動を行っていきます。

また、小学校等の施設見学の促進や下水道教室を開催し、環境教育の強化を図ります。

村民ニーズの把握については、ホームページでの意見募集や村民アンケートを実施することにより、村民の方が何を望んでおられるかを把握し、より良い下水道運営を目指します。

第3 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

また、経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを実施します。

第4 投資・財政計画 (別紙)

第5 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項

○組織・機構・人員の適正化

平成8年3月供用開始に合わせ公共下水道と事務の一本化を図っており、平成17年4月には上下水道事業が建設課に統合し、効率的な業務の遂行に向けて組織構成・事務分掌の見直しを行い、また、組織構成の見直しと合わせ、継続的に職員定員の適正化に努めてきました。

今後も、事業規模や業務内容を常に把握し、組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。

また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。

○職員研修の充実

公営企業法を全部適用し、企業会計方式に移行していることから、在籍する職員には下水道に係る専門知識に加え、企業職員として経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得も求められます。

今後は、これまで以上に各種研修に積極的に参加していくことで更なる職員の育成、資質の向上に努めます。

(2) 加入促進への取り組み

○各種助成等による加入促進

住まいの周辺地域が供用開始になっても下水道に接続できない理由のひとつに、接続工事等に係る金銭的負担が大きいことがあります。

当村では、貸付金に対する利子補給の負担軽減策を実施してきましたが、供用開始から3年間という条件があり、平成7年度に整備が終了していることから、接続工事費に対する負担軽減策を今後検討し、加入促進を強化します。

○効率的な普及促進

水洗化促進訪問台帳及び水洗化家屋台帳の状況を整理し、接続対象世帯の情報を把握することで、より効率的な戸別訪問を行っていきます。

また、戸別訪問結果を踏まえ接続できない理由の分析等を行い、その分析結果を今後の水洗化促進事業に反映していきます。

(3) 広域化に関する事項

人口減少等が進み使用料収入の大幅な増加は見込めない中、今後、老朽化した管渠や処理場の維持管理費が大きな負担となり、現在の施設を維持管理していくことは困難となることが想定されます。このことから、流域下水道への接続を、協議・検討し、効率的な施設運営を目指します。

(4) 不明水対策の推進

不明水は、経営の悪化の原因になるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されるため、不明水調査を実施し、有収率の改善を図ります

(5) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

○水道事業と合わせた使用料徴収、滞納整理、窓口業務

使用料に係る各業務は、水道事業に委託していることにより、窓口サービスの拡大や収納率向上の効果等が見られ、今後も委託内容の改善を図りながら、継続していきます。

○施設の包括委託

処理施設及びマンホールポンプ形式ポンプ等の施設に係る管理業務等については、建設当初から民間企業に委託していますが、管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は、全て村職員が状況を確認したうえで調達事務等を行っております。

今後は、これらの機器の修繕や更新等も含めた、より包括的な委託化の検討を行い、職員の適正な配置とコスト縮減に努めます。

※マンホールポンプ形式ポンプ

自然流下が困難な場所においてポンプを利用して汚水を流すもので、マンホールに入るようにコンパクト化したポンプ設備

(6) 資金不足比率見直しに関する事項

平成 27 年度決算時点においては、地方財政法に定める資金の不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

(7) 資金管理・調達に関する事項

減価償却費によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もること、また、その留保資金の中で今後事業を行っていくことを基本的な方針とします。

事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益ではわかりづ

らいためキャッシュ・フロー計算書により資金増減の要因について検証を行い、適切な資金管理に努めます。

(8) 下水道使用料に関する事項

平成 20 年 6 月に農業集落排水使用料の見直し（改定）を実施し、それまで悪化していた経営状況の改善を図りました。本村の料金設定は他団体と比較してやや高めであり、さらに料金の引き上げを行うことは水洗化を妨げる大きな要因ともなり得ることから、使用料の改定には慎重を期す必要があります。

以上を踏まえて、本計画の策定時点では、現行の使用料の維持を想定していません。

(9) 情報公開に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、村民の皆様の理解と協力が不可欠な事業です。

このことから、利用者に対し村のホームページや広報誌などにより、伝えたい重要な情報についてわかりやすく伝えていくよう努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動を実施し、村民ニーズに十分応えることが出来るよう情報公開に努めます

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

下水道は、家庭や工場などから排出される汚水を処理する役割を担い、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的としており、快適な生活環境に欠かすことのできないものです。

(2) 公営企業として実施する必要性

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、企業経営に伴う収入で運営する独立採算を基本としています。また、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することも求められています。

下水道事業は、住民生活の向上に必要な事業であることから、経済性と公共性を両立させた持続可能な経営とするため、公営企業として実施しています。